

[70] 史淵表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/2334017>

出版情報 : 史淵. 70, 1956-10-30. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

彙報

九州史学会春季學術大会

昭和卅一年度九州史学会春季學術大会は西日本史学会と共同主催を以つて六月二日・三日の兩日に亘り九州大学文学部に於て開催された。公開講演及び各部会研究発表題目は次の通りである。

公開講演

明治維新と福岡藩

檜垣元吉

明治維新史は勤王史を軸とする天皇制歴史学の影響下に叙述され、福岡藩の場合にも史料上の制約がこれに加わつて更にゆがめられたものとなっている。

幕末に於ける黒田藩の動向は佐幕的態度を以て一貫する。その藩主長溥は当時一流の進歩的大名の一人でありながら維新史の流れの圏外に押し出され、維新に切替わつた時の藩政府は佐幕的重臣によつて組織されているという有様であつた。故に維新史に重要な位置を占める五卿を藩内に迎えても終始罪人を以てこれを遇し、これは後に明治政府によつて福岡藩が白眼視される一因となつた。以後福岡藩は長く不利な生活環境に置かれ玄洋社発生の温床はかくして準備せられたのである。

長溥は鳥津家より迎えられた養嗣子で家臣の支持を得ること難く、慶応元年には家老の総退陣によつて脅やかされるなど啓蒙的

君主も次第に孤立し、遂に維新史に積極的役割を果し得なかつた。

西晋に於ける門閥社会の成立について 矢野主税

問題提起 門閥社会の成立については、岡崎博士の東晋末、宋初説、諸家による魏晋説（或は西晋説）等があるが、魏晋説に於いては、その成立についての適確なる説明が足りない。私は西晋に於いての成立を、純粹官僚制の成立をこそ門閥社会の成立であるという見地から、譜伝、官僚家としての層と幅、その経済生活の三点について検討してみたい。

日本史部会

肥前陶磁史に対する批判

力武勢平

- 一、現在の肥前陶磁史概観
- 二、肥前陶磁史（陶説）に反対する理由
- 1、大陸との交通が非常に盛んであつたから必ずしも或る特定の事件に結びつける必要はない。
- 2、帰來朝鮮陶工が実証的存在ではなく日本人の過去の人の名前との混同誤説による間違。
- 3、内地交通文化は常に融合していたのに中因以来は釉薬のある陶器があるのに九州だけがなかつた事の不合理的
- 4、鉄釉マンガン釉の酸化し易く数百年にて瓶類のマンガン、鉄釉は完全に一見素焼の様になるが故に古代は無釉なりとするの否
- 5、平安時代の多額の陶器が現在の焼物と大差なき事（多種多類）

6、上代文学に出る陶磁器は全部輸入品なりとする必要はない。

7、古窯跡は多く人家近くに在り殆んどが開墾、整地等に依り破壊されて現在の窯跡のみにては研究の対照とならない。

8、上代土器と現在の陶磁器との間にはあまりにも長い空虚時代がある。

9、徳川初期には確たる肥前陶磁器の起原はなかつた。即ち不明瞭であつた。

三、結 論

肥前陶磁器は（日本陶磁器も）相当上代より釉陶であつた。

続日本後紀の分註

柳 宏 吉

続日本後記には分註が六一あるが、その数も又書物の総字数と分註数との割合も、続日本紀・日本後紀より多く日本書紀の次位を占めている。続日本後紀の分註の個々について気附いた点の二・三を挙げると、続紀・後紀とは異つて、「諱」と註したものが二つとも分註に「諱……」と記していて、一応これは誤つた形とも考えられる。次の文徳実録にしばしば見える「中謝」が一つではあるが現われた。続紀・後紀と趣きを異にする「諱田」が四つある。考証的な分註は続紀に強く現われたが、後紀では一旦影を没して今また続後紀に出てきた。嵯峨上皇の遺詔に五つの分註があるが本註（撰上以前のもの）と思われるふしもある。分註記入の時期については、後註（撰上後のもの）と思われるものもあるが、原則として本註だといふ見地から出發していいのではなからうか。

受領の郎等について

原田 重

元來受領の郎等と武家の郎等とは區別されて來たが、林屋辰三郎氏は両者が同一の系譜にあることを述べられた（「院政と武士」『古代國家の解体』所収）。即ち受領は任國に下向しそこで郎等を組織したのであり、國衙領におけるこの關係が荘園の中へも拡大されていつたのが中世武士団の權力機構であり、この意味で武士は國衙領の中から發生したと結論されたのである。この結論はともかくとして、少くとも受領に関しては多少納得し難い点もあるので、受領の郎等について、郎等の發生、受領との主從關係などを若干検討してみた。

擬郡司について

平野 博之

擬郡司は本來、正任に欠ある場合に、仮りに國司が補して実務を行わしめるもので、のち官の補任によつて正任になるべきものであつた。然るに九世紀頃より變質が起り、正任あるに拘らず擬任をおき、更には擬任ばかりを置く事さえあらはれる。この擬任郡司の増加は、郡司補任についての國司の権限を強化する事になつた。

武相地方に於ける日蓮宗の發展

川 添 昭 二

日蓮滅後鎌倉末期から南北時代にかけて、日蓮宗教団が如何なる性格を以て農民・商工業者・武士等に受け入れられ武相地方に發展して行つたか、新編武蔵風土記稿、同相模風土記稿の整理を手掛りに、その發展の特殊性を考察する。詳細は「歴史教育」昭和三十一年八月号に發表。

「鎌倉幕府による庶子独立奨励策」に対する疑問

瀬野 精一郎

佐藤進一氏は「幕府論」・「武家政治の成立」(新日本史大系・中世社会)等において「幕府が御家人の庶子分立を奨励することによって惣領制の解体を推進」した事を指摘しておられる。これが事実とすれば惣領制の基盤の上に成立した鎌倉幕府をして自ら自己の支配組織を否定する政策を敢えて取る事を余儀なくせしむるに至つた条件の存在について経済的・社会的又政治的立場からの究明を必要とする。然しこの事について考える前に鎌倉幕府が「庶子分立奨励策」と云われる如き惣領制解体への積極的意図を有していたかどうかについて先づ考察してみることがあると思う。かかる観点から佐藤氏の主張の根拠となつてゐる実相院文書正和元年鎮西裁許状について検討してみたいと思う。

近世初期外交史の一考察

三宅 英利

外国側史料の紹介と共に解明されつつある近世初期の外交史分野において研究不備として残されている問題に、貿易港長崎の奉行、代官、奉行所機構更には貿易商人及び、奉行と將軍側近、奉行と此等商人達との関連等がある。本論は、それ等解明の緒として、幕政確立草創期である慶長期に於ける長崎奉行に焦点を合わし、長崎関係を始めとする国内史料や、“Diary of Recharde Cocks”, “Carlette Discouse”, “Peter Pratt; History of Japan”等の外国史料に立脚し、奉行行政の実績より帰納して奉行に三性格あるを指摘し、その夫々、即ち(一)宗門奉行、(二)將軍個人貿易品購買官的、(三)外国奉行的等を分析論述する事に依り、

彙報

封建制再組織時に於ける支配権力者の外交政策実態が宗教重点主義にあらざりして、貿易の独占に依る権力培養、貿易管理に基く西南諸侯への牽制、それ等と対庶的關係にある一部特権商人階級への保護にあつた事を解明することにより近世初期に於ける外交政策の本質を論ぜんとするものである。

明治前期における土地所有権の確立

一 旧庄屋役地をめぐる問題

杉谷 昭

明治前期における土地所有について、その近代化が進められ、封建的諸制限が改革されるとき農村においては現実の問題として土地所有権の争奪が生じし、一揆、訴訟によつて、それを解決しようとした。今ここでとりあげるのは、そうした社会状況の内に、旧庄屋役地をめぐる、村民と旧庄屋との間で起つた訴訟事件を中心に所有権がどのように設定されるかの問題である。

事件の発端は転村庄屋役地に始まり、県側、政府などの行政処分と、裁判の判決によつて、種々様相を変化させていくが、結局、旧庄屋の所有権が承認されて寄生地主制が育くまれ、又それらの地方県会への進出によつて明治七年頃からの「士族民権」とよばれるものから明治十二、三年頃の「豪農民権」とよばれるものへ転化していくことの伏線となる事、併せて地租改正(地押丈量)を通じて土地所有権のために「地券発行」の意義なども考察するのゝである。

大隅地方の一郷土地主に就いて

桑波田 興

大隅国摩野田家は享保六年に無高無屋敷で別家し、幕末に持高七拾四石余、横目与頭を勤めるに至つた。同家の持高は全部が

「抱地」であつて門付高、浮免は存在しない。その所有地五十一町余の内四十四町余は小作に出されており、郷士十二人農民八十八人其他二十人がその作人となつてゐる。これは大高持門閥郷士の「下人」「札子」の労働力による抱地経営を薩摩藩郷土地主の一般的存在形態とする従来の見解に対して一般農民の小作に依る経営の存在を示すものである。かかる経営の存立の基礎は抱地の租率のひくさと、竿入の際の付落しに依つて生ずる余剩部分にあると考ふる。

東洋史部会

唐代北衙禁軍考

菊池 英夫

唐初高祖太宗の元從親軍は國軍化の方向を辿り正規禁軍としての南衙六軍十二衛下に配屬させられていた。しかし太宗のとき既に分立の萌芽があり、武后朝に私親兵として發展し、玄宗の國軍化方針は遂にこれを正規禁軍たらしめ、安史之亂を契機として北衙六軍が禁衛となつた。この間給田番役による養兵原則は崩れ去る。兵部―衛官―軍官―營使の制は禁軍の職任・組織の變化と共に藩鎮同様の統軍機構へと変盾し、六軍の制も崩れて神策軍時代に入る。親兵の國軍化が完成してゆく一方全軍制機構における辺境・地方・中央の統一の軍用が破れるので、結果的には國軍が天子の私兵化し、天子自身が一藩鎮と化するのである。但し行政機構に於ける天子の地位は百僚に対して超越的なものとされてきた為め権限の集中は天子を疎外して行われ、宦官や使相が専權する事態を生じ、天子は遂に全く無刀な浮上つた存在となり了る。

宋代真里富國考

加藤 保

宋代の中國記録には、真臘國とともに真里富國の名が見出されるが、その所在については、これまで大約、(1)シヤム灣東海岸の Chantabun 説、(2)シヤム灣西海岸の Phetchaburi 説、(3)真里富 眞臘説等が行われてきたが、私はこれら諸説の内、藤田博士の提唱された (3) 真里富 眞臘説が最も妥当であると考ええる。しかし、この見解もその論拠が薄弱で、いまだ定説と見なすに足りない様である。

私は、いま、主として、これまでこの問題の解決に充分に利用されることのなかつた「宋会要」真里富國条の利用により、また、諸種の記録・碑文等を援用して、地理的歴史の各方面から、真里富 眞臘説を実証し、かつ、本来、当時のカンボジアの首都地方である Angkor 附近、現在の Psien-reap 地方を指すと考へられる真里富の名が、中國に於いて、カンボジア全領域を意味する眞臘のそれと混同され、遂にこれらの両者が別の國と見なされるに至つた事情を明らかにしたいと思ふ。

救生船についての一考察

—湖北省を中心として—

森田 明

中國における社会事業が多かれ少かれ封建的支配機構の一環としての役割を果して来たことは歴史的事実である。

ここで取上げる「救生船」も亦そのような性格を持つものの一つであろう。康熙年間長江を中心とする商品流通上の隘路打開のため、民間の好徳者によつて始められた水運交通の救生事業は、乾隆年間より漸次官庁側がこれに積極的になり出し、光緒年間に至つてその制度的完備と共に官僚事業に移行する。この間の「救

生船」の歴史的存在形態を、崩壊過程にある清朝封建社会との関連のもとに考察する時、「救生船」の官営化には政府の社会事業による恩恵のおしつけによつて民衆に対する隷属の強化をはからうという政治的意図があつたと理解できないだろうか。

前漢帝国に於ける中央集権制確立

についての一考察

橋詰安四郎

漢の高祖劉邦が天下を平定したのは、**B.C.二〇二年**のことであり、その際は彼が所謂「郡国の制」を布いた。**B.C.一五四年**の呉楚七国の乱、上の「郡県制」と化していき、かの**B.C.一二二**の衡山淮南王の乱によつてこの新制度は略々完成された。

それは該帝国の国家権力の上昇であり一面政治力の充実によるものであるが、反面それには又地方的自給的経済組織の破壊と、それに対応する全国的市場のより以上の拡大形成とが準備されていることが必要不可欠な前提条件と考えられよう。

そうしてこのような市場の変化拡大への動向に対する不可欠な前提条件提出のための一つの大きな媒介者としての役割を果たしたのが古代資本—商業並びに高利貸—であつたと考えられる。

『ケダー年代記』について

伊東隆夫

『馬來編年史』(Sejarah Melayu)と相ならんで、マレー半島の歴史を伝えるものに、回教化以前のケダーの王の歴史をのべた『ケダー年代記』がある。この記録は、前者と同様に、その作者も、著作年代も、すべて不明である。しかし、史料の極めて少な

い右地域の歴史の解明には、有力な手がかりを与えてくれるという意味から、その有する価値は否定できない。ここには、主としてケダーの建国について、『年代記』に記されてある説話を分析し、ケダー地方がいかなる文化圏に属していたか、あるいはその背後にあつた政治的勢力が、いかなるものであつたか、ということなどについて、簡単にのべてみたいと思う。

劉宋王朝の性格に就いて(要旨略)

越智重明

南朝の奴婢について

宮川尚志

文選卷四十に載せられる梁の任昉の秦彈劉整という文には当時の奴婢制について貴重な材料が見出される。零陵太守劉興道が四人の奴婢を得たが、その死後、嫡長子の寅は庶弟の整と同居した。寅の死後、幼い子供と妻の范氏は叔郎の整から奴婢の分配や使役について不当な侵害をうけ、ついに官に訴え、劉整は免官された。范氏や奴婢の訴状がそのまま文中に引用されて興味深いのが難解である。ただぼ判明することは家族の各員に属する奴婢—自使—と、家族の共有財産である田を耕作する奴婢とがあつて、後者は「入衆」「属衆」などと呼ばれている。この衆は衆奴の意味にすぎぬとも考えられるが、むしろ部曲士衆を指す衆であり、そうであれば当時の奴婢は主として家内労働に服しているのではないかと推測される。

唐の均田、租庸調制の連関問題について

鈴木俊

一昨年鄭広銘氏が「唐代租庸調法的研究」(一九五四年、歴史研究四)と題し、唐の田令、賦役令の關係、均田の内容、租庸調

の対象などを検討して、唐の均田制は租庸調制と関係のないものであるとされた。この説には賛意を表し難いが、鄧氏の意見の一つの根拠となつているのは、私が二十年ばかり前に発表した「唐の均田制と租庸調制との関係」(東亜八ノ四)であるので、鄧氏の説に反対する岑仲勉氏の「租庸調与均田有無関係」、韓国磐氏の「唐代的均田制与租庸調」、胡如雷氏の「唐代均田制研究」(歴史研究五)は、少なからず私に向けて議論を集中されてしまふし、また私の意見から、均田制と租庸調制とが関係なしとするのも無理で、その点で岑氏等の意見には賛成であるが、氏等は唐の均田制についての私の意見のすべてを読まれず、ただ鄧氏の摘訳によつて議論を展開されているようであり、またその所説の個々については、疑点も少なくないようである。

地名上より見たるインドシナの文化圏 杉本直治郎

語原の推定できる、インドシナの地名をば、地図上に按配してみると、概していわれることは、インドに接近せる地方、またはインドと交通の行われた方面には、インド風な地名が多く、シナに接壤せる地域には、シナ風なそれが見出されるので、地名の上から見て、インドシナには、名にし負うごとく、インドとシナとの両文化圏の存することを立証しうることである。ここになお注意されるのは、そうした外来名だけでなく、インドシナ風な地名と思われるものが、両文化圏を通じて認められることであり、したがつてインドとシナとの両文化圏と重複して、いなむしろ、それらの基盤として、インドシナ文化圏のごときものを、想定しな

いわけに行かないということ、これである。それが文化に関する限り、他のいかなる見地からも、これと同様な結論が、引き出されないはずはない。

西洋史部会

Varro の農業論に於ける《Obarati》について

馬場典明

Varro の農業書《Res Rusticae》第一卷第十七節で農業労働力を、奴隷労働と自由人労働に大別し、後者につき、独立小農民たる Pauperarii と大土地経営に於ける賃金労働者たる Mercenarii に言及した後で、《Obarati》(負債者)の名を挙げる。然らば Obarati とは如何なるものであるか。Coulanges はこれを小作人 (Coloni) と考えているが、Varro 自身《liber qui suas operas... dat pro pecunia quam debet》として、労働によつて負債を払うと記述せる所から、彼等が小作人でなかつたことは、およそ疑ない。然し問題は Varro に依つて彼等が共和制末期の大土地所有制に於て、労働力の一構成要素として画かれている点であつて、彼等の存在がローマ奴隷制大土地経営に如何なる意味を持つかを検討することが必要であらう。

西洋史部会発表要旨

ビザンツ皇后テオドώραの役割

長友栄三郎

パレスチナのカエサレアの史家 Procopius の *Τρέπ. Του Πολέμου Αγίας Ηπατος* 及 *Ανεκδοτα* により、ビザンツ皇帝 Justinianus の皇后 Theodora の演じた役割を通じて、紀元六世紀前半の東ローマ社会を考察してみた。ユスチニアヌスの

時代には、帝国は外はベルシアを初め蛮族に相對し、内に於いては五三二年の Nika 暴動にみられるように、不安な社会をかかえていた。皇帝は帝国再興のため、名將軍 Belisarius、Narses を用いて専ら外征に従事しなければならなかつたが、国内の不満な民衆に対する措処に重要な役割を果たしたのがテオドーラであり、それは彼女が皇后に登せられた経緯からいつて必然的なことであつた。彼女が難問題を適確に措処し、よく内助の功をあげ得たのは、民衆の間から拔んでられ、剛健、才智ある女性であつたからでもあるが、ローマ帝国乃至皇帝の權威についての認識の深さによるところ大である。ユスチニアヌスは適材を適所に用いる点に卓越していたように思われるが、テオドーラが手腕を發揮し得たのは、女性をしてかかる難局にまで当らしめた帝国の情況、及び當時もありあがつていた民衆の力を度外視して、これを理解することはできない。

ドイツ初期資本主義における鉱山業独占

前 間 良 爾

十六世紀、即ち所謂初期資本主義の時代においてドイツの鉱山業は空前の繁栄期に達し南ドイツの大資本家を中心とした商業資本が販売取引から生産面への支配、更には独占及びカルテルの形成に至る様々の手段で以て、これに介入した事は周知の事に属する。その際鉱山独占にはさし当り二つの形態が見られる。即ち、単一の大資本による独占形態と、中小資本の連合による会社形態である。私はこれをオーストリアの水銀独占とザクセンの錫独占を例にとつて説明し、且、その背後にある領邦經濟政策との関連

に於て若干の考察をなしたい。

アナバプテスト運動

伊 岐 須 清

社会主義を普通空想的と科学的とに分類しているが、この形容詞を一応無視して、社会主義運動の一形態として、特に宗教改革を背景としたこの運動が歴史的にいかなる意味をもつかを考察したい。

第一節 ドイツ・スイスのアナバプテストルuterとツヴィーグが初期に提唱したことを実行しようとしたことが、この運動の動機となつた。トーマス・ミュンツェルとツヴィカウの預言者たち。メルヒオール・ホフマン。ミュンステル動乱。

第二節 神秘主義的、思弁的アナバプテスト。

第三節 オランダのアナバプテスト

メンノー・シモンズ。そのイギリスバプテストに与えた影響。

ピッツバーグにおける産業資本の形成

— 鉄工業を中心として —

野 村 達 朗

アメリカ産業資本の形成については、産業革命の二大基軸産業としての棉工業と鉄工業にて事情が異り、棉工業では商業資本の転化、鉄工業では「中産的生産者層の自主的發展」と捉えられている。鉄工業における産業資本家の系譜については中村勝己氏の研究がある。氏の結論に私は本質的には同意するものであるが、アメリカ鉄工業中心地となるピッツバーグにおける南北戦争以前の發展過程は、単に「中産的生産者層の自主的發展」では片附けられ得ない複雑な様相を呈している。主として L・ハンターの研究を利用しながら、私はこの問題にアプローチしてみよう。この

場合、ピッツバーグ鉄工業の金融的諸問題、市場関係—ピッツバーグは東部州たるペンシルヴェニアにあるが、経済圏としてはむしろ中西部に属する—、従つて商業及び商業資本との関係などが触れられねばならない。

イギリスにおける炭坑夫組合の成立 古賀 秀男

炭坑労働者の運動は、団結禁止法撤廃後、一八三一年からイングラント北部諸州を中心として活潑に展開され、四四年の炭坑夫同盟の結成をもつて一頂点に達する。

この運動については、エンゲルスの古典書以来ファイインズ、ウエツプ、ハモンドによつて繰返し論じられて来たが、この運動を必然ならしめた社会経済史的背景については未だ充分明らかにされてない。この運動を必然ならしめた推進力は何か。この背後に働いた諸力について若干解明してみたい。

南部農業における信用制度

—作物留置権利制度をめぐつて—

鹿嶋 邦子

南北戦争後、南部における農業の特徴を示すものの一つに作物留置権制度 (Crop-lien system) があるが、これは特に南部農民の貧困を生む一つの大きな基礎となつていふと思う。留置権には、(1)自作農に対して銀行又は商人がもつ (2)地主に対し銀行又は大商人がもつ (3)小作農に対し地主(プランター)がもつという三つの場合があるが、特に問題となるのは第三の場合であると私は考える。作物留置権の実態は如何なるものであつたのか。高利で前貸をうけた農民が、留置権制度がもたらした過剰生産、

それによる棉花下落という悪循環のために更に貧困化してゆく——農民のこうした経済的地位の悪化は、ポピュリスト運動という農民運動への高まりの大きな動因となつたといえるだろう。

十九世紀後半における北部資本の南部支配について。

福本 保信

周知の如く、南部の経済は戦後北部資本によつて支配される。この支配過程は企業別に夫々その様相を異にするのであるが、此処では、鉄道部門に限つて考察したい。

元来、南部の鉄道は地方資本によつて経営されていた。戦後、南部の鉄道は一時、自らの力で以て復興せんとしたのであるが、一八七三年の恐慌によつて行詰り、八十年代から九十年代にかけて北部資本によつて支配されてしまった。私は南部の鉄道がどのような仕方、北部資本に支配されてゆくかを、述べることにする。

考古民族部会

長門下関周辺の弥生式土器

小田富士雄

最近調査した朝倉地方の古墳に就いて

古賀 精里

筑前鞍手郡宮田町竹原壁画古墳について

森 貞次郎

志登土師式遺物の層位について

渡辺 正氣

国史学科の動向

五月初以来、古代、中世、近世の各研究会を組織し、夫々「続日本記」「後二条師通記」「石母田正氏」「古代末期の政治過程および政治形態」「吾妻鏡」「明治維新と地主制」等をテキストとして漸

次研究活動の充実を期している。

六月二十八日には三十一年三月卒業予定者の卒業論文作成の相談会を、竹内教授管内教授御臨席のもとに大会議室において開催し各自に有益な示唆を与えて頂いた。

七月一日には年来懸案の国史料の研究雑誌「九州史学」の創刊号の誕生をみた。論文及び執筆者は次の通りである。

荘園の歴史的评价

竹内理三

土壙墓の調査

小田富士雄

売券における保証人について

平野博之

武士の政権成立についての一考察

長洋一

肥前国御家人白魚九郎入道行覚に就いて

瀬野精一郎

西洋史学科の動向

西洋史研究会

第五十三回例会 五月十九日(土)

Louis C. Hunter, Influence of the Market upon Techniques in the Iron Industry in Western Pennsylvania to 1860 (Journ. of Econ. and Business History, vol. 1, 1928) 紹介 野村達朗

第五十四回例会 六月九日(土)

Hermann Wiesner, Beiträge zur Geschichte des Dorfes und der Dorf-gemeinde im Österreich. 紹介 後藤楨雄

第五十五回例会 六月十六日(土)

藁 報

Frantsak Graus, Die erste Krise der Feudalismus.

(Zeitschrift für Geschichtswissenschaft, Heft4, 1955)

紹介 前問良爾

第五十六回例会 六月二十三日(土)

De la repartition de la propriété territoriale et des progrès du morcellement en France. (Journal des Economistes, 1846) 紹介 竹内洋子

第五十七回例会 六月三十日(土)

一九〇五年のロシア・学生運動 西島有厚

受贈交換雑誌目録

書名 巻数

思想の分析 一三号 東京文科研究所

熊本史学 第八号 熊本史学会

考古学雑誌 四一巻二二三号 日本考古学会

美術研究 一一八二二二二号 東京国立文化財研究所

上代文化 二六六号 国学院大学考古学会

資源科学研究所 三九号 資源科学研究所

資源科学研究所 四〇号 資源科学研究所

来迎美術展目録 七卷二号 奈良国立博物館

来迎美術展目録 七卷三号 芸林会

芸林 七卷三号 芸林会

芸林 四卷五号 芸林会

芸林 四卷五号 芸林会

芸林 四卷五号 芸林会

歷史教育

四卷六号

歷史教育研究所

〃

〃

〃

〃

〃

〃

大隈研究

第七号

早大社会学研究所

駒沢大学研究紀要

第十四号

駒沢大学

東方古代研究

七号

東方古代研究会

地学雜誌

六五卷一号

東京地学協会

〃

〃

〃

文化史学

十号

文化史学会

一橋論叢

六月号

一橋学会

〃

〃

〃

〃

〃

〃

歷史評論

四・五月号

民科歴史評論編輯部

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

經濟情勢

九月号

三菱經濟研究所

〃

〃

〃

〃

〃

〃

学芸紀要

第三二二号

徳島大学々芸学部

北方文化研究報告

第十一卷

北海道大学

郷土文化

十一卷二号

郷土文化会

神道学

第九号

神道学会

〃

〃

〃

社会科学論集

第十号

東京教育大文学部

史学雜誌

三五編五号

東大史学会

〃

〃

〃

〃

〃

〃

山口經濟学雜誌

六卷七、八号

山口大經濟学部

經濟と経営

五十周年記念論文集

〃

東京史談

二四卷一号

東京史談会

〃

〃

〃

大和文化研究

三卷六号

大和文化研究会

〃

〃

〃

ヒストリア

四卷一号

大阪歴史学会

社会科学論叢

十四号

長崎大学芸学部

經濟論叢

六七卷五号

京大經濟学会

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

人文研究

七卷四号

大阪市立大文学会

〃

〃

〃

人文研究 七卷 七号

大阪市立大文学会

史 林 三九卷 三号

關ヶ原合戦前後 原田伴彦

開國百年記念 文藝化事業会

人文地理 八卷 一号

人文地理学会

清華學報

新一卷第一期

清華學報社

日本女子大学紀要 第五号

日本女子大文学部

同志社大學

第一号

同志社大學

芸術學 第四号

日大芸術学会

文芸と思想

十二号

福岡女子大學

島根大學論集 第六号

島根大學

山形大學紀要

三卷三号

山形大學

史學 二八卷三、四号

三田史学会

法學論集

五卷四号

關西法学会

北陸史學 第五号

石川史学会

史苑

一七卷一号

立教大史学研究室

經濟論叢 二九卷 一号

香川大經濟研究所

系統農會中央誌記事索引録

第一三二号

農業綜合研究所

國學院雜誌 五七卷 三号

國學院大學

立命館文學

第一三四号

立命館大學

天理大學々報 二十 号

天理大人文学会

經濟理論叢

三一 号

和歌山大經濟学会

法學論叢 六二卷 一号

京大法学会

法文論叢

第八 号

熊大法文学会

書林 三 八号

高尾書店

歴史學雜誌

第一二 号

東北史学会

山本書店新集書報 三 八号

創元社

東洋學報

三八卷 四号

東洋學術協会

市民革命論 河野健

創元社

人類學雜誌

六四卷 四号

新瀉大學

日本の武士道 藤直幹

創元社

經濟論集

八卷 一号

大分大學經濟研究所

古代学	第四卷三・四号	古代学協会	"	"	三号	無	窮	會
"	五卷一号	"	"	"	第一輯	無	窮	會
大谷史学	第五号	大谷大学史学会	平沼文庫蔵書目録	BRITISH FAR EASTERN POLICY	第一輯	無	窮	會
人文論究	第一六号	函館人文学会	THE WORLD SINCE	FAR EASTERN WAR	無	無	窮	會
龍門修験とその周辺		井上陽充	Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft					
西大寺觀尊伝記集成		奈良国立文化財研究所						
東方学報	二六冊	京大人文学部研究所						
昭和二八・九年度東洋史研究文献目録		"						
東洋文化研究所紀要	第八冊	東洋文化研究所						
經營研究	第二二号	大阪市立經營研究会						
東洋文化	二一号	東洋学会						
神道宗教	第一二号	神道宗教学会						
東洋史研究	一五卷一号	京大東洋史研究会						
東方学	第一二輯	東方学会						
アメリカナ	八月号	米国外務省文化交換局出版課						
"	九月号	"						
須賀山和歌の研究		山根達治						
人文学報	第六号	人文科学研究所						
三木文庫所蔵庶民史料目録	一輯	三木産業株式会社						
郷土志料分類目録		鹿兒島県立図書館						
宇佐史研究	一二七号	宇佐地方史研究会						
岐阜史学	一八号	岐阜史学会						
文化	二十卷一号	東北大学文学会						
"	二号	"						